

2023年6月23日

株式会社千葉銀行
ちばぎん証券株式会社

関東財務局による行政処分について

2023年6月9日、証券取引等監視委員会から、株式会社千葉銀行（取締役頭取：米本 努、以下「千葉銀行」）及びちばぎん証券株式会社（取締役社長：稲村 幸仁、以下「ちばぎん証券」）を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、仕組債の勧誘販売に係る行政処分を千葉銀行及びちばぎん証券に行うよう勧告がなされておりました。

本日、千葉銀行は、金融商品取引法第51条の2に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況に係る下記の内容の行政処分（業務改善命令）を受けました。また、ちばぎん証券は、金融商品取引法第51条に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売につき適合性原則に抵触する業務運営の状況に係る下記の内容の行政処分（業務改善命令）を受けました。

斯様な事態に至ったことにつきまして、深く反省いたしますとともに、お客さまをはじめ、関係する皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

千葉銀行及びちばぎん証券といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

なお、千葉銀行及びちばぎん証券は、各業務改善命令に基づき、それぞれ業務改善計画を関東財務局に提出する予定です。

記

1. 千葉銀行に対する行政処分について（金融商品取引法第51条の2）

(1) 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ①業容に応じた業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化
- ②法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした、証券子会社を含むグループとしての銀証連携ビジネスモデルの構築
- ③今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ④ちばぎん証券と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

(2) 上記の対応・実施状況について、令和5年7月24日（月）までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を四半期末経過後（初回を令和5年9月末基準とする。）15日以内を期限として当面の間、書面で報告すること。

2. ちばぎん証券に対する行政処分について（金融商品取引法第51条）

（1）本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

①適合性原則を踏まえた顧客への勧誘及び説明が適切に行われる業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化

②法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提としたビジネスモデルの構築

③今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化

④千葉銀行又は株式会社武蔵野銀行と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

（2）上記の対応・実施状況について、令和5年7月24日（月）までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を四半期末経過後（初回を令和5年9月末基準とする。）15日以内を期限として当面の間、書面で報告すること。

以 上

本件に関する照会先：

株式会社 千葉銀行

経営企画部 企画グループ 川瀬・春山

電話 043-245-1111（内線 7328・7313）